

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 19 後発事象に係る内部統制の課題と対応

平成 24 年 9 月 3 日に、日本内部統制研究学会の第 5 回年次大会が開催されました。そこで、自由論題として報告した「財務報告の後発事象に係る内部統制の課題と対応」についての概要をご紹介します。

(1) 後発事象の対応体制の見直しを迫られる!?

後発事象の評価終了日を明記した次の注記に耐えられる対応体制（内部統制を含む）をどの程度の深度をもって構築しているでしょうか？

===

(重要な後発事象)

当社グループは、当有価証券報告書の提出日である平成〇年〇月〇日までの後発事象を評価しております。

===

現在、企業会計基準委員会では、後発事象に関する会計基準の開発が進められています。そこでは、後発事象の評価終了日の取扱いが論点の一つとなっています。開発の方向性によっては、後発事象の評価終了日が明確化され、かつ、上記のような注記まで要求されるかもしれません。この場合には、当該日まで検討を継続して行うだけではなく、注記に当たったの文書化まで求められることになるでしょう。

よって、後発事象の対応体制の深度によっては、その見直しを迫られる可能性があります。

(2) 内部統制の成熟度と情報収集とのパラドックス

後発事象の検討は事業活動の各種に関連します。経理部門のみが後発事象の評価を行う場合には、他部署が有する一次情報にアクセスしなければならないため、組織のヨコとタテの壁に直面します。

組織のヨコの壁とは、職務分掌によるファイアーウォールです。組織の各部署では M&A や希望退職の募集など機密性の高い情報を取り扱っています。その中には

後発事象に該当する事象も含まれていることもあります。しかし、経理部門の担当者がこれらの情報に容易にアクセスすることは職務分掌の観点から許されないでしょう。

一方、組織のタテの壁とは、職務権限によるファイアーウォールです。同一の部署であっても職階に応じて取り扱う情報のレベルは異なるため、機密性の高い情報を知り得る者は上席者に限定されることがあります。上席者は経営層あるいは経営層に準ずる職階であるため、経理部門への逐次伝達の作業まで行いきにくい面もあるでしょう。

このような組織のヨコとタテの壁は、職務分掌や職務権限が明確に規定され、かつ、厳密に運用されているほどに高くなります。つまり、既存の内部統制が成熟しているほどに、後発事象の対応体制の整備・運用に当たっては障害となるパラドックスが存在するのです。

(3) 対応方法

経理部門による後発事象の検討が内部統制の観点から困難な側面があるにもかかわらず、なぜ監査人は後発事象に関する監査手続を実施できるのでしょうか。それは、業務の性質や守秘義務によって、後発事象に関する一次情報にアクセスできるからです。

これは、ITに関する内部統制でいうところの「特権ユーザー」的な機能を有していると考えられます。したがって、企業が後発事象の対応体制を整備・運用するには、特権ユーザー的な機能をどのように持たせるのが鍵となります。

組織のヨコとタテの壁を乗り越える対応策の一つとして、ディスクロージャー委員会を設置する方法があります。つまり、特権ユーザー的な機能を有する組織体を組成するのです。特権ユーザー的な機能を有する組織体を組成できない場合には、経理部門の担当役員、つまり CFO が主体となって後発事象を検討するプロセスを構築する方法があります。

以上から、あなたの会社でも、後発事象の対応体制を見直す必要があるかもしれません。

(2012/9/14号より)